



三上税理士法人発行
オリジナル事務所通信

平成 30 年 9 月号

代表便り ~新事業設立記念祝賀会を終えて~

先日は、新事業設立記念祝賀会に多くの参加を頂きまして、ありがとうございました。
1ヶ月経りましたが、その写真などをアップしていきながら、振り返りたいと思います。



まずは、代表挨拶とプレゼンのお時間です。久しぶりに皆さんの前に立って喋ったので、自分的にイマイチ。まあ大体イマイチな出来なんですけどね（笑）



続いて来賓代表のご挨拶、伊藤市長と水野副会頭です。
この一般民間零細会社の祝賀会に伊藤市長に来てもらえて感謝感激です。
そして水野副会頭。こちらは、大先輩。
いつも怒られっぱなしなので、冷や冷やして聞いていました。



そして我が商工会議所青年部 延田会長の乾杯のご発声！
褒められっぱなしで、少し気持ち悪くなりました（笑）

三上税理士法人

■本店 〒486-0945 愛知県春日井市勝川町 4-170 パークサイドハイツ 1 階
TEL 0568-36-2022 FAX 0568-36-2039
■春日井インター店 〒486-0812 愛知県春日井市大泉寺町 108 番地 9
TEL 0568-82-7770 FAX 0568-82-7771
MAIL mikami@taxer.info

特に企画もなく、歓談ののちに、本店店長の亀田より中締めのご挨拶。本当にカッチカチでしたが、あまりこういう機会もないので、良い経験になったかと思えます。

自分としては、今までやってきた経営活動、青年部活動や商店街の活動などが一つ形になった会だったな。とそう思います。また、これからも皆様の役に立つ税理士事務所でありたいと強く願った会でした。ありがとうございました。



あっ、本題の M&A の話を書くの忘れてました。それは、また徐々にということで(-_-;))

本店便り

文責：亀田



8月1日より2名の社員が入社しました。これで本店の税務担当社員は10名となり私が入社した時に比べ3倍の人数となり月日の経過をしみじみと感じる今日この頃です。各々の紹介は、行楽日記で随時行っていきますのでお楽しみに！

さて、先日「かすがい M&A センター」の設立記念祝賀会が行われました。100名近くのご参加があり、改めてご参加してくださいました皆様、ありがとうございました。

インター店便り ~春日井市民納涼まつり~

文責：服部

暑い日が続きますが、皆様いかがお過ごしでしょうか。

私は、夏バテしながらも夏を満喫しています。7/21には春日井市民納涼まつりに行ってきました！

前年、前々年は三上税理士法人で有志を募って参加していましたが、私より夏バテ気味なメンバーが多いのか今年メンバーが集まらず、家族での参加となりました。三上税理士法人として企業協賛しているため、協賛席よりの観覧は、毎年大きな花火が見られて圧巻です。今年最後のクライマックスがミュージック花火で感動しました！



9月の税務



- ・7月決算法人の確定申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・（法人事業所税）・法人住民税〉
申告期限…10月1日(月)
- ・個人事業者の消費税の中間申告分の振替日（振替納付を選択している場合）
振替日 …9月27日(木)
- ・1月決算法人の中間申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税〉（半期分）
申告期限…10月1日(月)

三上税理士法人

■本店 〒486-0945 愛知県春日井市勝川町 4-170 パークサイドハイツ 1階
TEL 0568-36-2022 FAX 0568-36-2039
■春日井インター店 〒486-0812 愛知県春日井市大泉寺町 108 番地 9
TEL 0568-82-7770 FAX 0568-82-7771
MAIL mikami@taxer.info

経営情報 ～設備投資をお考えの事業主さまへ～

文責：福島

中小企業者が一定の設備投資を行い、各機関の認定を受けた場合、平成 30 年度に限り固定資産税の課税標準額がゼロ（注 1）になります。あわせて、即時償却または取得価額の 10%（資本金 3,000 万円超 1 億円以下の法人は 7%）の税額控除のいずれかを適用することができます。

6 月 6 日より「生産性向上特別措置法」に基づき、中小企業者の労働生産性を向上させるため、各市町村の「導入促進基本計画」に沿って中小企業者が「先端設備等導入計画」を作成し、認定を受けた場合、地方税法に基づき取得した一定の要件を満たす設備について、当該固定資産税の課税標準が 3 年間ゼロ（注 1）となります。

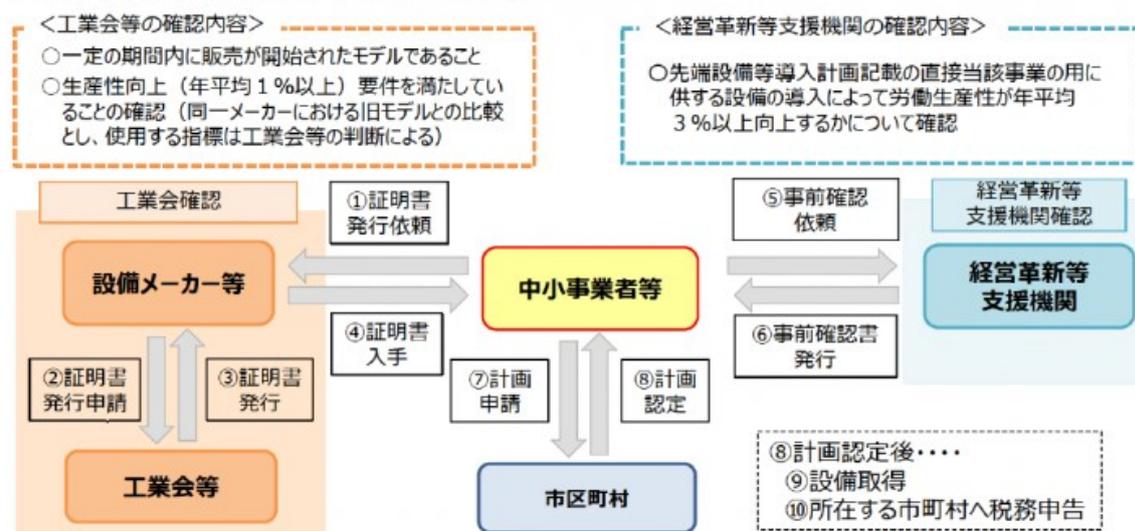
また、今年度に限り「中小企業等経営強化法」と併用が可能となるため、一定の設備を新規に取得し、一定の事業で使用した場合に、即時償却または取得価額の 10%（資本金 3,000 万円超 1 億円以下の法人は 7%）の税額控除のいずれかを適用することもできます。※ 2

※注 1 固定資産税の特例軽減は各市町村に 1/2～ゼロの範囲内で決められています。

（名古屋市・春日井市・小牧市はゼロです）

※注 2 設備の所在地や業種によって適用できない場合があります。

固定資産税の特例について（スキーム図）



注1] 「先端設備等導入計画」の申請・認定前までに工業会の証明書が取得できなかった場合でも、認定後から固定資産税の賦課期日（1月1日）までに工業会証明書を追加提出することで特例を受けることが可能です。（計画変更により設備を追加する場合も同様。）<詳細次頁>
 注2] 工業会証明書につきましては、中小企業等経営強化法の証明書と異なるものとなる可能性がありますので、法律の成立後に公開される様式をご利用いただくようご注意ください。

- ※ 1 当該設備の性能把握や同一メーカー内の新旧モデルの判別が必要であるため、設備メーカーによる申請が望ましいが、代理店や子会社等で正確な申請が可能な場合は、設備メーカーに代わって申請することを可とする。
- ※ 2 設備メーカー自身がその工業会の会員であるが非会員であるがに依らず、設備毎に証明団体として指定されている工業会等へ申請すること。
- ※ 3 補助金の優先採択を検討されている場合、補助金の交付決定前に契約した設備は補助対象になりませんので、工業会の証明書取得の際などにご留意ください。

設備導入前に先端設備等導入計画の申請・認定が必要となります。

設備投資をお考えの方は要件等ご説明させていただきますので各担当までお問い合わせください。

三上税理士法人

■本店 〒486-0945 愛知県春日井市勝川町 4-170 パークサイドハイツ 1 階
 TEL 0568-36-2022 FAX 0568-36-2039
 ■春日井インター店 〒486-0812 愛知県春日井市大泉寺町 108 番地 9
 TEL 0568-82-7770 FAX 0568-82-7771
 MAIL mikami@taxer.info

行楽日記

文責：宮澤



はじめまして、宮澤真夕(みやざわ まゆ)と申します。主に税理士補助業務を担当させていただきます。出身は豊橋市で、大学進学を機に名古屋で暮らしています。

私は音楽が好きなのですが、先日新潟県の苗場で開かれている、フジロック・フェスティバルに行ってきました。台風の影響もあり、2日目から3日目にかけては大雨に見舞われたものの、1日目は快晴に恵まれました。

フジロックは出店している飲食店が美味しいことでも有名なのですが、今年は特にラムチョップが美味しく3日間で4本も食べてしまいました！ラム肉は美味しいだけでなく栄養価も高く、カロリーも低いので最高の食材です。夏バテ防止にぴったりです！ぜひご賞味ください。



臨時休業のお知らせ

慰安旅行の為、下記の日程で臨時休業させていただきます。

臨時休業日：平成30年10月3日(水)～平成30年10月5日(金)

緊急の場合は三上(090-1830-5990)までご連絡をお願いいたします。

ご不便をおかけ致しますが、何卒ご理解・ご了承の程よろしくお願い致します。



無料経営相談実施中！！

三上税理士法人では、税務担当者とは別に代表三上努による経営相談を実施しております。

9月開催スケジュール(予約必要)

9月11日(火)午前10時より12時まで

9月19日(水)午後6時より8時まで

9月21日(金)午後1時より5時まで



ご予約電話番号 **0120-974-830**

担当：大久保

三上税理士法人

■本店 〒486-0945 愛知県春日井市勝川町4-170 パークサイドハイツ1階

TEL 0568-36-2022 FAX 0568-36-2039

■春日井インター店 〒486-0812 愛知県春日井市大泉寺町108番地9

TEL 0568-82-7770 FAX 0568-82-7771

MAIL mikami@taxer.info